

諸手当支給規程

目 次

- 第1条 目的
- 第2条 職責手当
- 第2条の2 専門スタッフ職調整手当
- 第3条～第4条 扶養手当
- 第5条 地域手当
- 第5条の2 広域異動手当
- 第6条 住居手当
- 第7条 通勤手当
- 第8条 単身赴任手当
- 第9条 届出内容の変更
- 第10条 在宅勤務等手当
- 第11条～第12条 寒冷地手当
- 第13条 削除
- 第14条 寒冷地手当
- 第15条 時間外勤務手当
- 第15条の2 勤務1時間当たりの給与額
- 第15条の3 夜勤手当
- 第16条～第18条 期末手当
- 第19条 業績手当
- 第20条 再任用職員についての適用除外
- 第21条 支給状況の事後確認
- 第22条 別段の取扱い
- 第23条 本規程の管理部署
- 附 則
- 別表第1 職責手当を支給する職名（第2条関係）
- 別表第1の2 職責手当額（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員以外の職員）（第2条関係）
- 別表第1の3 削除
- 別表第1の4 職責手当額（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員）（第2条関係）
- 別表第2 在勤所別地域手当支給割合（第5条関係）
- 別表第3 単身赴任手当加算額（第8条関係）
- 別表第4 寒冷地手当額（第11条、第12条関係）
- 別表第5～別表第9 削除
- 別表第10 役職段階別加算割合（第16条、第19条関係）
- 別表第11 管理職加算割合（第16条、第19条関係）
- 別表第12 業績手当在職期間割合（第19条関係）

(目的)

第1条 この規程は、職員給与規程（給与一法A—職員給与。以下「職員給与規程」という。）第4条第7項に規定する諸手当の支給基準及び支給額に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職責手当)

第2条 職責手当は、別表第1に掲げる職にある職員に対して支給する。

2 前項に規定する職員に支給する職責手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の属する職務の級及び職責手当支給要領（給与一法B—職責要領。以下「職責要領」という。）の別表に掲げる区分に応じ、別表第1の2に掲げる額（育児短時間勤務職員にあってはその額に算出率（職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A—勤務時間。以下「職員勤務時間規程」という。）第3条第1項ただし書又は同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
- 二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の属する職務の級及び職責要領の別表に掲げる区分に応じ、別表第1の4に掲げる額
- 三 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員は除く。以下同じ。） 当該職員の属する職務の級及び職責要領の別表に掲げる区分に応じ、別表第1の4に掲げる額
- 四 暫定再任用短時間勤務職員 当該職員の属する職務の級及び職責要領の別表に掲げる区分に応じ、別表第1の4に掲げる額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

3 削除

- 4 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる職を占める職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（職員給与規程第9条第1項の規定による休職の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。）には、職責手当は支給しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、国際機関等派遣職員には職責手当は支給しない。
- 6 職員給与規程第12条3の規定の適用を受ける職員に対する第2項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(専門スタッフ職調整手当)

第2条の2 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

- 2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額（管理監督職勤務上限年齢により他の官職への降任等をされた職員については、俸給月額と管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額）に百分の十を乗じて得た額とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(扶養手当)

第3条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職員給与規程別表第1に掲げる一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び職員給与規程別表第2に掲げる専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（以下「9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者であって、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。ただし、第二号から第五号に掲げる者にあっては血族又は法定血族に限る。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第4条 新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員等から9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長又はその委任を受けた者に届出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員等から9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員等以外の職員となった日、又は職員に扶養親族（9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級以上

職員等以外の職員から 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が 9 級以上職員等となった日、又は扶養手当を受けている職員の扶養親族（9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で前項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある 9 級以上職員等が 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある 8 級職員等が 8 級職員等及び 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で 9 級以上職員等以外のものが 9 級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で 8 級職員等及び 9 級以上職員等以外のものが 8 級職員となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第 5 条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して理事長が認めた地域で別表第 2 に掲げる在勤所（以下「所」という。）に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、その職員の俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、その職員が在勤する所に対応した別表第 2 に掲げる地域手当支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 職員がその在勤する所を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動日の前日に在勤していた所に引き続き 6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、異動の直後に在勤する所に係る地域手当支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が、当該異動の日の前日に在勤していた所に係る地域手当支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しない場合には、前 2 項の規定にかかわらず、当該職員には、当該異動の日から 2 年を経過するまでの間（第 2 号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から 1 年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の地域手当を支

給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるものとする。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間
異動前の支給割合
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 前項の規定は、別表第2に掲げる所に在勤する職員が、同表に掲げる所以外の所に異動した場合においても同様に取り扱うものとする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、算定した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 6 独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）以外の国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものに使用される者から異動した職員（以下「国等から異動した職員」という。）への地域手当の支給は、他の職員との権衡を考慮する。

（広域異動手当）

第5条の2 職員がその在勤する所を異にして異動した場合又は職員の在勤する所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の日の前日に在勤していた所の所在地と当該異動等の直後に在勤する所の所在地との間の距離及び異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する所の所在地との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

- 一 300キロメートル以上 100分の10
 - 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときには当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときには当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国等から異動した職員、国家公務員法の規定により退職した日の翌日に定年前再任用短時間勤務職員に採用された職員及び定年退職日の翌日に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員に採用された職員であって、当該異動に伴い勤務場所に変更があった職員への広域異動手当の支給は、他の職員との権衡を考慮する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域

手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。

(住居手当)

第6条 住居手当は、次に掲げる各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（賃貸を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）
 - 二 第8条第1項又は第4項（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると理事長が認めたもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第二号に掲げる職員
前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 住居手当の支給を受けようとする職員は、理事長又はその委任を受けた者に届出なければならない。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。ただし、当該職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が認めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難

である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額。

なお、運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

二 前項第二号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額。ただし、第10条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員のうち1箇月当たりの出勤所要日数が10日に満たない職員にあっては、次に定める額の2分の1の額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員

2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29, 800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員

31, 600円

三 前項第三号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮した別に定める区分に応じ、前二号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第一号に定める額又は前号に定める額

- 3 所を異にする異動又は在勤する所の移転に伴い、所在する地域を異にする所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることになった職員で、当該異動又は所の移転の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国等から異動した職員、国家公務員法の規定により退職した日の翌日に定年前再任用短時間勤務職員に採用された職員及び定年退職日の翌日に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員に採用された職員への通勤手当の支給に当たって準用する。
- 5 通勤手当の支給を受けようとする職員は、理事長又はその委任を受けた者に届出なければならない。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手當にあっては、その期間）に係る最初の月の、職員給与規程第7条に規定する給与の支給定日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関して必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第8条 所を異にする異動又は在勤する所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は所の移転の直前の住居から当該異動又は所の移転の直後に在勤する所に通

勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、別表第3に掲げる交通距離に応じた額を加算した額）とする。
- 3 単身赴任手当の支給を受けようとする職員は、理事長又はその委任を受けた者にその旨を届出なければならない。
- 4 国等から異動した職員、国家公務員法の規定により退職した日の翌日に定年前再任用短時間勤務職員に採用された職員及び定年退職日の翌日に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員に採用された職員への単身赴任手当の支給は、他の職員との権衡を考慮する。

（届出内容の変更）

第9条 前3条の規定による届出を行った職員は、その届出内容に変更が生じた場合には、理事長又はその委任を受けた者にその変更内容を直ちに届出なければならない。

（在宅勤務等手当）

第10条 住居その他これに準ずるものとして在宅勤務実施要領第5条で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（寒冷地手当）

第11条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「寒冷地手当基準日」という。）において、別表第4に掲げる所（以下「寒冷地所在所」という。）に在勤する職員に支給する。ただし、次の各号に掲げる者には支給しない。

- 一 寒冷地手当基準日に職員でなくなった者
- 二 寒冷地手当基準日に寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した者
- 三 寒冷地手当基準日の属する各月の全日数にわたって本邦外にある者。ただし、世帯主である職員でその扶養親族が当該期間内に本邦に居住する者を除く。
- 四 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の者
- 五 刑事休職者
- 六 無給休職者
- 七 停職者
- 八 専従休職者
- 九 育児休業者
- 十 自己啓発等休業者
- 十一 配偶者同行休業者

第12条 寒冷地手当基準日に寒冷地所在所に在勤する職員には、寒冷地手当基準日における寒冷地所在所及び世帯等の区分に応じて別表第4に掲げる額を支給する。

第13条 削除

第14条 第12条第1項に規定の寒冷地手当は、職員給与規程第7条に規定する給与の支給定日に支給する。

(時間外勤務手当)

第15条 職員勤務時間規程第6条に定める正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その命によって勤務した全時間に対して、当該勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて了次の各号に掲げる区分に応じた割合(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務にあっては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務
100分の125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務
100分の135
- 2 削除
- 3 育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて了次の各号に掲げる区分に応じた割合」とあるのは「100分の100」とする。
 - 4 職員勤務時間規程第11条に定める振替休日に勤務することを命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず、その命によって勤務した全時間に対して、当該勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務にあっては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて了勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - 6 別に定める代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - 7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
 - 8 第2条第1項の規定に基づき職責手当が支給される職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものには、時間外勤務手当を支給しない。

ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務にあっては、時間外勤務手当を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

- 第15条の2 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに職責手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。
- 2 前項の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(夜勤手当)

- 第15条の3 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(期末手当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、次の各号に掲げる者以外の職員に対して、それぞれ期末手当基準日の属する月の職員給与規程に定める日に支給する。期末手当基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条第一号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡した職員（職員給与規程第9条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 無給休職者
- 二 刑事休職者
- 三 停職者
- 四 専従休職者
- 五 無給派遣者
- 六 育児休業者（期末手当基準日以前に勤務した期間がある者を除く。）
- 七 自己啓発等休業者
- 八 配偶者同行休業者

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の122.5を乗じて得た額（職員給与規程別表第1の7級以上を適用され、かつ、職責手当の区分が1種又は2種を適用されている職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が2級以上の職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、6月及び12月に支給する場合においてそれぞれ100分の102.5を乗じて得た額）に、期末手当基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）第6条第1項の第一号及び第二号に掲げる職員であった期間並びに国の職員及び独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第2条に規定の独立行政法人の職員であった期間がある場合にはこれを含む。）の区分に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、その乗じて得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については同項中「100分の120」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の100」とあるのは「100分の58.75」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの期末手当基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 別表第10に掲げる職務の級を適用されている職員又は任期付職員の任用等に関する規程（人事一法A－任期付職員。以下「任期付職員規程」という。）別表第1の俸給表の号俸を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額（管理監督職勤務上限年齢により他の官職への降任等をされた職員については、特定日俸給月額と管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額）及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に当該職員の職務の級等に応じて別表第10に掲げる加算割合を乗じて得た額（特定管理職員又は任期付職員規程別表第1の俸給表の5号俸以上の職員にあっては俸給月額に当該職員の種別に応じて別表第11に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。ただし、その期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止められた期末手当）は、支給しない。

- 一 期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第76条の規定により失職した職員（同法第38条第一号に該当して失職した職員を除く。）
- 三 期末手当基準日前1箇月以内又は期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

第18条 理事長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕された場合又は、その者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に關す

る制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国家公務員法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされことなく当該一時差止処分に係る期末手当の期末手当基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てについては、一時差止処分は国家公務員法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれのみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に關し必要な事項は別に定める。

（業績手当）

第19条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「業績手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、次の各号に掲げる者以外の職員に対し、その者の業績評価に応じて、それぞれ業績手当基準日の属する月の職員給与規程に定める日に支給する。業績手当基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第38条第一号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡した職員（職員給与規程第9条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 一 休職者（公務傷病等の休職を除く。）
- 二 停職者
- 三 専従休職者
- 四 派遣職員
- 五 育児休業者（業績手当基準日以前に勤務した期間がある者を除く。）
- 六 自己啓発等休業者
- 七 配偶者同行休業者
- 2 業績手当の額は、業績手当基礎額に、業績手当基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じて別表第12に定める割合に、理事長が別に定める基準に従って定

める業績率を乗じて得た額とする。ただし、その乗じて得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 3 前項の業績手当基礎額は、それぞれの業績手当基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額を加えた額とする。
- 4 第16条第5項の規定は、第2項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による業績手当の支給について準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第一号中「期末手当基準日から」とあるのは「第19条第1項」と、「業績手当基準日（第19条第1項に規定する業績手当基準日をいう。以下この条において同じ。）と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する職員給与規程に定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（再任用職員についての適用除外）

第20条 第3条、第6条、第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

（支給状況の事後確認）

第21条 理事長又はその委任を受けた者は、適宜支給要件等に関し事後確認を行わなければならない。

（別段の取扱い）

第22条 理事長は、他の職員との均衡その他の事情により、この規程により難い場合には、別段の取扱いをすることができる。

（本規程の管理部署）

第23条 本規程を管理する担当課は企画管理部人事企画課とする。

附 則（平成 13・04・01 評基第 027 号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

第2条 第 5 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条に規定の別の定めを含め、その他この規定の運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、これらを定めるまでの間は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則（平成 13・09・28 評基第 003 号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13・12・04 評基第 003 号）

(施行期日)

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14・03・29 評基第 005 号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14・11・29 評基第 013 号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、制定の日の属する月の翌月の初日（制定の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

第2条 平成 14 年 12 月に支給する期末手当の額は、前号の規定による変更後の諸手当支給規程（以下この項において「変更後の諸手当支給規程」という。）第 16 条の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成 14 年 12 月 1 日（期末手当については変更後の諸手当支給規程第 16 条第 1 項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。）まで引き続いて在職した期間で同年 4 月 1 日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給、扶養手当並びにこれらの額の変更により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額
- 二 継続在職期間について変更後の諸手当支給規程の規定による俸給月額並びに改正後の諸手当支給規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

附 則（平成 14・11・29 評基第 014 号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第2条 平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する諸手当支給規程第 16 条第 2 項の規定の適用については、これら規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第一号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第二号中「5箇月以上 6 箇月未満」とあるのは

「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第三号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第四号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則（平成15・04・01 評基第008号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15・12・01 評基第011号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第5条、第7条及び第16条並びに附則第4条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

第2条 平成15年12月に支給する期末手当に関する第16条第2項の規定の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の145」と「100分の140」とあるのは「100分の125」と読み替える。

第3条 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前号の規定による変更後の第16条の規定により算出される期末手当の額（以下この号において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この号において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（別表3に掲げる加算額を除く。）の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して定める月数を減じた月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

第4条 本規程施行の際、現に変更前の第5条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する変更後の第5条の規定の適用については、同条第3項中「場合（これらの職員が当該異動日の前日に在勤していた所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第一号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第二号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「前2項」とあるのは「附則（平成15・12・01 評基第011号）第4条の規定により読み替えて適用される前2項」とする。

附 則（平成16・04・01 評基第092号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16・10・29 評基第008号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年10月29日から施行する。

(経過措置)

第2条 第11条から第14条に規定する寒冷地手当の変更においては、次の経過措置をもうける。

一 平成16年10月29日（以下「旧寒冷地手当基準日」という。）から引き続き変更前の寒冷地所在所に在勤（その属する月が平成22年3月までのものに限る。）し、旧寒冷地手当基準日後に世帯等の区分に変更がない場合（変更後の寒冷地所在所に在勤する場合を除く。）

ア 平成16年11月から平成17年3月まで及び同年11月から平成18年3月までの各月

変更前の寒冷地手当の額を5で除して得た額（以下「みなし寒冷地手当基礎額」という。）

イ 平成18年以降の11月から翌年3月までの各月

みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の左欄に掲げる寒冷地手当基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときに、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる寒冷地手当基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額

平成18年11月から平成19年3月まで	8,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	20,000円
平成21年11月から平成22年3月まで	26,000円

二 旧寒冷地手当基準日から引き続き変更後の寒冷地所在所に在勤（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）し、旧寒冷地手当基準日後に世帯等の区分に変更がない場合

ア 平成16年度以降の11月から翌年3月までの各月

みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる寒冷地手当基準日の属する月の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を減じた額が、変更後の寒冷地手当額を超えるときに、当該減じた額

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

三 経過措置の適用を受け世帯等の区分に変更があった場合は、世帯等の区分の変更前と変更後のみなし寒冷地手当基礎額のいずれか低い額

附 則（平成17・07・01 評基第001号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17・12・01 評基第017号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

第2条 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第16条の規定により算出される期末手当の額（以下この号において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この号において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（別表3に掲げる加算額を除く。）の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して定める月数を減じた月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成17年6月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18・03・31 評基第037号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この規程で「俸給」とあるのは、当分の間「職員給与規程附則（平成18・03・31 評基第036号）第3条の規定により支給される額」と読み替える。

（地域手当に関する経過措置）

第3条 第5条に規定する地域手当に関する経過措置等必要な事項は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を適用される国家公務員の例に準じるものとする。

附 則（平成19・03・27 評基第016号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（職責手当に関する経過措置）

第2条 別表第1に掲げる職を占める職員のうち、職責手当の額が経過措置基準額（施行日の前に受けている職責手当の額をいう。以下同じ。）（育児短時間勤務職員にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額。）に達しないこととなる職員（施行日において施行日の前日に占めていた職責要領の別表に掲げる区分と同じ区分の職員に限る。）には、当該職責手当の額のほか、当該職責手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を職責手当として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第3条 平成20年3月31日までの間においては、第5条の2第1項第一号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第二号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 第5条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平成19・07・31評基第005号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19・12・03評基第014号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年12月3日から施行する。ただし、第3条第3項及び第4条第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21・03・31評基第001号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21・06・23評基第011号）

(施行期日)

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に支給する期末手当に関する第16条第2項及び第3項の規定の適用については、第16条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

附 則（平成21・12・01評基第010号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月に支給する期末手当に関する第16条第2項及び第3項の規定の適用については、第16条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第16条及び前項の規定に基づき算定された額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」

という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(1級1号俸から5号俸までの職員、2級1号俸から24号俸までの職員及び3級1号俸から8号俸までの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の基礎額の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額
- 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則(平成22・02・09評基第003号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22・12・01評基第002号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳を超える職員の職責手当の減額支給)

第2条 平成30年3月31日までの間、職員(職員給与規程別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この条において「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後の職責手当は、第2条第2項又は第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(55歳を超える職員の給与の減額支給)

第3条 平成30年3月31日までの間、職員(職員給与規程別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この条において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(職員給与規程附則(平成22・12・01評基第002号)第2条に規定する最低号俸に達しない場合(以下「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、同条に規定する俸給月額減額基礎額(以下「俸給月額減額基礎額」という。)に対する地域手当の月額)
- 二 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- 三 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びに

これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第10の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に別表第10に定める割合（以下「役職段階別加算割合」という。）を乗じて得た額（別表第11の適用を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に別表第11に定める割合（以下「管理職加算割合」という。）を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第16条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第10の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に役職段階別加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に管理職加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第16条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

四 業績手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第10の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に役職段階別加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額に管理職加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「業績手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第19条第2項に規定する業績率を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第10の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に役職段階別加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に管理職加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「業績手当減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される業績手当に係る第19条第2項に規定する業績率を乗じて得た額）

五 職員給与規程第9条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与
当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 職員給与規程第9条第1項 第一号から第四号に定める額
- ロ 職員給与規程第9条第2項又は第3項 第一号から第三号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 職員給与規程第9条第4項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 職員給与規程第9条第5項 第一号から第三号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 職員給与規程第9条第7項 第三号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算は、日割計算による。
- 3 附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第15条の2第1項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並び

に職責手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに職責手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第3条 平成22年12月に支給する期末手当に関する第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第16条及び前項の規定に基づき算定された額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって引下げ改定が行われない俸給月額を受ける職員（55歳を超える職員及び経過措置額を受ける職員を除く。）若しくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者にあっては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の基礎額の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかつた期間、調整対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（平成24・03・28評基第005号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第16条の規定に基づき算定された額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日からこの改定の実施の日までの間において職員以外の者又は職員であって引下げ改定が行われない俸給月額を受ける職員（経過措置額を受ける職員を除く。）若しくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の基礎額の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(地域手当に関する経過措置)

第3条 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間においては、別表第2中「木更津市」とあるのは「木更津市及びつくば市」とする。

附 則（平成25・02・21評基第001号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26・03・25評基第004号）

(施行期日)

第1条 この規程は制定の日から施行し、平成26年2月21日から適用する。

附 則（平成26・12・02評基第015号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月2日から施行する。ただし、第7条第2項第二号の規定の適用は、平成26年4月1日からとする。

附 則（平成27・03・31評基第008号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表第2の表中「化学物質管理センターのうち大阪市に置くもの」の適用は、平成26年4月1日からとする。

(地域手当に関する経過措置)

第2条 平成28年3月31日までの間においては、別表第2の表中、在勤所欄の「バイオテクノロジーセンターのうち木更津市に置くもの」にあって「15／100」とあるのは、「18／100」とする。

(広域異動手当に関する特例)

第3条 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関しては、第5条の2 第1項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項 第二号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(単身赴任手当に関する特例)

第4条 平成30年3月31日までの間においては、第8条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則（平成28・02・09評基第023号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年2月9日から施行する。ただし、第2条第2項第一号に規定する別表第1の2及び第5条に規定する別表第2の適用は、平成27年4月1日からとする。

(地域手当に関する経過措置の一部改正)

第2条 附則（平成27・03・31評基第008号）第2条の項中、「15／100」を「15.5／

100」に改める。

- 附 則（平成28・03・29 評基第029号）**
（施行期日）
- 第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 （地域手当に関する経過措置の一部改正）
- 第2条 附則（平成28・02・09 評基第023号）第2条の項中、「15.5／100」を「16／100」に改め、附則（平成27・03・31 評基第008号）第2条の項中、「18／100」とあるのは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「17.5／100」に、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「17／100」に改める。
- （単身赴任手当に関する特例の一部改正）
- 第3条 附則（平成27・03・31 評基第008号）第4条の項中、「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

- 附 則（平成29・03・07 評基第016号）**
（施行期日）
- 第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 （平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3条第1項ただし書及び第4条第3項第三号から第六号までの規定は適用せず、第3条第3項及び第4条の規定の適用については、第3条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職員給与規程別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第4条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親

族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第3条第1項ただし書及び第4条第3項第三号から第六号までの規定は適用せず、第3条第3項及び第4条の規定の適用については、第3条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（職員給与規程別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3, 500円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、第4条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないときは、その職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一

号」と、同項第二号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第3条第1項ただし書並びに第4条第3項第三号及び第五号の規定は適用せず、第3条第3項及び第4条の適用については、第3条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「8級職員」とあるのは「8級以上職員」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、第4条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「8級職員が8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同項第六号中「8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8級以上職員」とする。

附 則（平成29・12・15評基第004号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年12月15日から施行する。

附 則（平成30・12・12評基第002号）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第2条第2項に規定する別表第1の2は平成30年4月1日から、第16条の規定は平成31年4月1日から適用する。

附 則（20200329評基第003号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第2条 前条に規定する施行日の前日において同条の規定による改正前の第6条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（人事院規則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第

6条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の第6条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から改正後の第6条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 2 前項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は別に定めるものとし、これらを定めるまでの間は人事院規則に従う。

附 則（20200428 評基第002号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（20201130 評基第006号）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

第2条 令和2年12月に支給する期末手当に関する第16条第2項及び第3項の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（20220330 評基第018号）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第16条から第18条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前1箇月以内に退職した者にあっては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - イ 特定管理職員以外の職員 127.5分の15
 - ロ 特定管理職員 107.5分の15
- 二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - イ 特定管理職員以外の職員 72.5分の10
 - ロ 特定管理職員 62.5分の10
- 2 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関し本規程に定めのない事項については人事院規則に従う。

附 則（20230328 評基第032号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（20231201 評基第 005 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行する。

第2条 令和5年12月に支給する期末手当に関する第16条第2項及び第3項の適用については、第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とし、第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」、「100分の58.75」とあるのは「100分の60とする。

附 則（20240327 評基第 011 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 職責手当を支給する職名（第2条関係）

参与
技監
デジタル監
部長
本部長
所長
次長
監査室長
統括官
センター長
支所長
課長
上席参事官
参事官

別表第1の2 職責手当額（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員以外の職員）（第2条関係）

職務の級	区分	手当額
10級	一種	139,300円
9級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8級	一種	117,100円
	二種	94,000円
	三種	82,200円
7級	二種	88,500円
	三種	77,400円
	四種	66,400円
6級	三種	72,700円
	四種	62,300円
	五種	51,900円
	六種	41,600円
5級	四種	59,500円
	五種	49,600円

別表第1の3 削除

別表第1の4 職責手当額（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員）（第2条関係）

職務の級	区分	手当額
10級	一種	133,600円
9級	一種	112,900円
	二種	90,300円
8級	一種	99,800円
	二種	79,800円
	三種	69,800円
7級	二種	72,900円
	三種	63,800円
	四種	54,700円
6級	三種	56,200円
	四種	48,200円
	五種	40,100円
5級	四種	44,300円
	五種	36,900円

別表第2 在勤所別地域手当支給割合（第5条関係）

在 勤 所	地域手当支給割合
本所	20／100
企画管理部のうち 大阪市に置くもの	
国際評価技術本部のうち 大阪市に置くもの	16／100
製品安全センターのうち 大阪市に置くもの	
バイオテクノロジーセンターのうち 木更津市に置くもの	16／100
中部支所	15／100
中国支所	10／100
九州支所	10／100
東北支所	6／100
四国支所	6／100
北海道支所	3／100
北陸支所	3／100

別表第3 単身赴任手当加算額（第8条関係）

交通距離	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1100km未満	1100km以上 1300km未満	1300km以上 1500km未満	1500km以上 2000km未満	2000km以上 2500km未満	2500km以上
加算額	円 8,000	円 16,000	円 24,000	円 32,000	円 40,000	円 46,000	円 52,000	円 58,000	円 64,000	円 70,000

別表第4 寒冷地手当額（第11条、第12条関係）

寒冷地所在所	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	他の世帯主である職員	
北海道支所 (2級地)	23,360円	13,060円	8,800円

※寒冷地所在所欄の「2級地」は国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）による区分

別表第5 削除

別表第6 削除

別表第7 削除

別表第8 削除

別表第9 削除

別表第10 役職段階別加算割合（第16条、第19条関係）

俸給表	級	加算割合
一般職俸給表	10級・9級・8級	20／100
	7級・6級	15／100
	5級・4級	10／100
	3級	5／100
専門スタッフ職俸給表	2級以上	20／100
	1級	15／100

任期付職員規程 別表第1の号俸	加算割合
5号俸以上	20／100
4号俸・3号俸	15／100
2号俸・1号俸	10／100

別表第11 管理職加算割合（第16条、第19条関係）

種別	加算割合
1種	25／100
2種	15／100

任期付職員規程 別表第1の号俸	加算割合
6号俸以上	25／100
5号俸	15／100

別表第12 業績手当在職期間割合（第19条関係）

在職期間	期間割合
6箇月	100/100
5箇月15日以上6箇月未満	95/100
5箇月以上5箇月15日未満	90/100
4箇月15日以上5箇月未満	80/100
4箇月以上4箇月15日未満	70/100
3箇月15日以上4箇月未満	60/100
3箇月以上3箇月15日未満	50/100
2箇月15日以上3箇月未満	40/100
2箇月以上2箇月15日未満	30/100
1箇月15日以上2箇月未満	20/100
1箇月以上1箇月15日未満	15/100
15日以上1箇月未満	10/100
15日未満	5/100
零	零